

第三号議案

「複数回の委員選出を回避する策」導入に伴う内容の追加

第5条4⑦

各委員会の委員の優遇措置を追加。

（理由）「複数回の委員選出を回避する策」の導入に伴い、委員の優遇措置を設けるため。

現会則に 追加	⑦各委員に選出された者は、当該生徒の在籍中、委員を免除される権利を有する。免除は申告制とする。（令和6年度各委員より適用とする） ただし、本人の意思による再任は妨げない。 各委員会が業務遂行不足と判断した場合、免除されないことがある。 委員の候補者がいなくなり選出が難しい場合は、この限りではない。
------------	--

※委員の優遇措置には、「当該生徒の在籍中、役員を免除される権利を有する」も追加となります。役員選出については会則（本則）ではなく施行細則で定められていますので、施行細則に追加しました。